

(証券コード2404)
2022年11月11日

株 主 各 位

東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号

株式会社 **鉄人化計画**

代表取締役社長 根来 拓也

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、インターネットまたは書面により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、本総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

また、ご来場の株主様への感染防止のために本総会は縮小した規模で開催させていただくことから、充分なお席が確保できませんので、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁～4頁記載の「議決権行使方法についてのご案内」をご参照のうえ、2022年11月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月29日（火曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所 東京都中央区銀座五丁目9番11号 銀座ファゼンダビル9階
カラオケの鉄人 銀座店
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第24期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 剰余金の処分の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎本総会にご来場される株主様におかれましては、マスクの着用など、感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎お飲み物のサービスはございません。
 - ◎当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」並びに連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tetsujin.ne.jp>) に掲載しておりますので、本株主総会の添付書類には記載しておりません。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類について、2022年11月28日(月曜日)までに修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tetsujin.ne.jp>) に掲載してお知らせいたします。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2022年11月28日(月曜日)
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するように返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2022年11月28日(月曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁
をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2022年11月28日(月曜日)
午後6時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁
をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2022年11月29日(火曜日) 午前11時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関して、パソコンやスマートフォンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

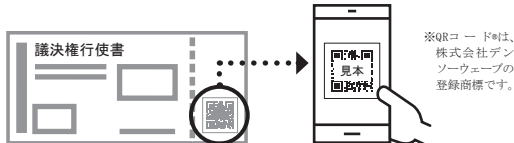
株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-652-031 (9:00~21:00)

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

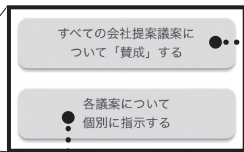


※QRコード時は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

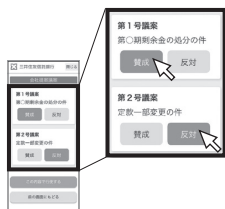
2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

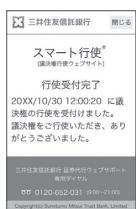


3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



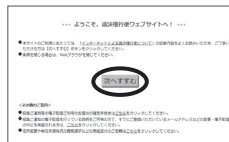
確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリック

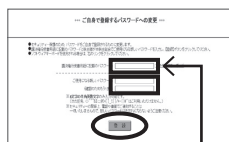
2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

議決権行使コード

3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力し、新しいパスワードを登録する。

パスワード

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

(添付書類)

事業報告

(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に対するワクチン接種の普及や長期化する新型コロナウイルス禍でのライフスタイルへの適応により経済活動に緩やかな改善の兆しが見られましたが、ウクライナ・ロシア情勢の影響から世界的な原材料及びエネルギー価格の上昇、急激な円安の進行などにより我が国においてもインフレ圧力が強まるなど、景気先行き感是不透明な状況となっております。

当社グループが主力事業を展開するカラオケルーム運営事業においては、長期化した新型コロナウイルス禍における勤務形態の多様化やライフスタイルの変化などによりカラオケ利用が減少しており、厳しい経営環境が続いております。当社グループでは、前期に引き続き、既存事業の運営見直しやデリバリー事業への新規参入など運営事業の立て直しに加え、コスト削減や効率的な事業運営の推進など企業存続に取り組んでおります。

このような状況の中、当社グループは、新型コロナウイルス禍での影響により今後も収益力の回復が難しいと判断したカラオケ店舗の閉店を積極的に推進して将来の収益改善を図るとともに、本社・本部コストのスリム化と事業運営コストの見直しを図り、損益分岐点売上高の低減に取り組んでおります。

また、新型コロナウイルス禍での影響が軽微で堅調な業績が見込める美容事業に投資し、同事業の拡大を図っております。

当連結会計年度においては、緊急事態宣言等に伴う営業自粛による都道府県からの協力金並びに従業員の雇用維持を図るべく雇用調整助成金を申請・受領し、特別利益として計上しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,878百万円（前年同期比12.2%増）、営業損失261百万円（前年同期営業損失144百万円）、経常損失218百万円（前年同期経常損失187百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益32百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失281百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

従来、「カラオケ・飲食事業」としておりましたカラオケルーム運営事業と飲食事業を飲食事業の重要性が増加したことによりそれぞれの事業を区分し、また、従来「その他」に含んでおりました美容事業を飲食事業同様に重要性が増加したことにより「その他」とは別に「美容事業」として区分する方法に変更しております。

上記変更により、当社グループの報告セグメントを、「カラオケルーム運営事業」「飲食事業」「美容事業」「メディア・コンテンツ企画事業」に区分しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報につきましては、変更後の報告セグメントの区分に基づき組替作成しております。

【カラオケルーム運営事業】

当連結会計年度におけるカラオケルーム運営事業の売上高は3,789百万円（前年同期比7.9%減）、営業利益は58百万円（前年同期比84.4%減）となりました。

新型コロナウイルス感染拡大による個人・企業の利用控えの影響により通期を通して厳しい事業運営となりました。当社グループが当該事業を展開する首都圏においては、年末最繁忙時期まで一時的に緩やかな需要回復傾向となりましたが、年明け早々のオミクロン株による第6波（2022年1月から）の影響により歓送迎会シーズンの需要並びに第7波（2022年7月から）の影響により夏季シーズンの需要の大幅な低迷となりました。

比較可能な既存店※は46店舗で、売上高は前年同期比96.8%となりました。

【飲食事業】

当連結会計年度における飲食事業の売上高は709百万円（前年同期比0.7%減）、営業利益は14百万円（前年同期営業損失32百万円）となりました。

飲食事業は子会社である株式会社直久が運営する「直久」をブランドとしたラーメン店舗（直営5店舗、FC11店舗、業務委託2店舗）を主力とするほか、「赤から」「京都勝牛」を運営しております。

比較可能な直営・既存店※は8店舗3事業所で売上高は前年同期比112.6%となりました。

主力の「直久」においては、2022年3月のまん延防止措置解除後、売上が徐々に回復基調となっておりますが、原材料・電気・ガスの価格上昇の影響により、引き続き厳しい経営環境となっております。そうした中で、店頭販売で大好評だった「極・胡麻冷し中華」の通販限定販売やデリバリー事業の展開等による売上増強に努めるとともに、事業運営コストの見直しを図り収益性の向上に努めてまいりました。

【美容事業】

当連結会計年度における美容事業の売上高は1,216百万円（前年同期比431.9%増）、営業利益は190百万円（前年同期比137.2%増）となりました。

美容事業は、中京エリアを商圏とする既存の株式会社Rich to（11店舗）に昨年12月から首都圏エリアを商圏とするビアンカグループ（32店舗）が加わり、事業規模を拡大いたしました。Rich toにおいては、収益改善を目的として7月より運営体制を見直した人員配置を実施し、ビアンカグループにおいては、継承した組織の運営強化に取り組み、新たな柱となる収益事業として運営を行いました。

当事業は積極的な事業拡大を図っており、ビアンカグループ各社において大宮2号店、銀座並木通り店、名駅店（愛知県名古屋市）、ロシア恵比寿店、シュボラ渋谷道玄坂店の5店舗をオープンいたしました。今後も積極的な出店を進めてまいります。

比較可能な既存店※（株式会社Rich to）は10店舗で売上高は前年同期比94.8%となりました。

当事業は、新型コロナウイルス禍での事業への影響が軽微であり、また、設備投資額が他の事業（カラオケ、飲食）に比べ希少であることから積極的な出店が可能であると判断しており、「Rich to」と「Bianca」双方のスタッフの意見交換や技術研修を通してお客様サービス向上を図ってまいります。また、当事業は、パーソナルな対面型ビジネスであるため、徹底した感染防止対策を施した上でサービスを行ってまいります。

【メディア・コンテンツ企画事業】

当連結会計年度におけるメディア・コンテンツ企画事業の売上高は87百万円（前年同期比19.7%減）、営業利益は71百万円（前年同期比17.4%減）となりました。

「カラオケの鉄人モバイル」サイトを中心に運営を行っておりますが、スマートフォンでの利用者の減少傾向により減収・減益となっております。

【その他】

当連結会計年度におけるその他の売上高は74百万円（前年同期比0.1%減）、営業損失は39百万円（前年同期営業損失61百万円）となりました。

2022年3月より新事業の試みとしてゲームコミュニケーション事業（通称e-sports事業）を開始し、「TZ Game Labs」の名称でゲームイベントの企画・運営等を実施いたしました。また、当社独自に女子プロゲームチームを編成し、大会参加等の活動を開始いたしました。

※ 比較可能な既存店とは、営業開始後12ヶ月を経過して営業を営んでいる店舗で前年対比が可能なものをいいます。

事業の種類別セグメントの売上高は次のとおりであります。

区 分	第 23 期		第 24 期			
	前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減比 (%)
カラオケルーム運営事業	4,113	78.5	3,789	64.5	△324	△7.9
飲 食 事 業	714	13.6	709	12.1	△4	△0.7
美 容 事 業	228	4.4	1,216	20.7	987	431.9
メディア・コンテンツ企画事業	109	2.1	87	1.5	△21	△19.7
そ の 他	74	1.4	74	1.3	△0	△0.1
合 計	5,240	100.0	5,878	100.0	637	12.2

(注) 1. 上記の金額には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

2. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

3. 「その他」の事業は、「コラボ事業」及び「ゲームコミュニケーション事業」等であります。

(2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度中の重要な設備投資は、54百万円となりました。主な内容としては、美容店舗の新規出店工事3百万円、カラオケ店舗の改装工事28百万円及び店舗事業全般における設備入替え等22百万円となりました。

(3) 重要な資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

長期化する新型コロナウイルス禍でカラオケ利用が全般的に控えられていることから、今後も見通しの利かない厳しい経営環境が続くものと判断しております。

このような環境下において当社グループは、お客様、株主様、従業員、他のステークホルダーに対し、次の対処すべき課題に取り組み、収益基盤の改善を図るとともに財務基盤の強化と安定化に取り組んでまいります。

①収益基盤の改善

店舗運営事業において将来の収益性に十分期待できる店舗を選択するとともに、運営コストの見直しと改善により損益分岐点売上高の低減化を図り、厳しい経営環境下においても利益が稼得できる収益構造の構築に取り組みます。

また、長期化する新型コロナウイルス禍でも影響を受けづらい美容事業などへの積極的な投資により、収益基盤の構成比率をサステナブルなものへシフトすることに取り組みます。

②財務基盤の強化と安定化

既に推進しているICT化と業務工数等の見直しやテレワークの推進により本社運営に係る全てのコストの効率化や低減を図り、運営コストを大幅にスリム化いたします。

また、2021年12月に美容事業をM&Aにより買収したこと及び長期化するカラオケルーム運営事業、飲食事業の業績悪化により厳しい運転資金の状況が見込まれますので、新たな運転資金の調達や自己資本の増強を検討してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 21 期	第 22 期	第 23 期	第 24 期 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	7,165,769	5,532,218	5,240,948	5,878,218
経常利益又は経常損失(△)(千円)	160,691	△843,435	△187,339	△218,662
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	168,196	△1,580,769	△281,614	32,335
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	21.69	△193.14	△21.38	2.45
総 資 産(千円)	5,471,703	5,785,476	4,942,230	4,501,420
純 資 産(千円)	553,399	484,849	190,155	220,853

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 21 期	第 22 期	第 23 期	第 24 期 (当事業年度)
売 上 高(千円)	7,150,758	5,203,637	4,543,967	4,124,200
経常利益又は経常損失(△)(千円)	163,273	△844,449	△133,332	△421,025
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	170,788	△1,582,575	△251,610	△190,535
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	22.02	△193.36	△19.10	△14.46
総 資 産(千円)	5,472,878	5,468,097	4,680,781	4,002,419
純 資 産(千円)	553,320	482,313	220,352	45,588

(6) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

当社グループは、カラオケルーム運営事業を主たる事業とする他、ラーメン店を主体とした飲食事業、まつ毛エクステ&ネイルを主体とした美容事業、着メロ等の配信を行うメディア・コンテンツ企画事業等を行っております。

当社グループの事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は次のとおりであります。

事業部門	主要な事業内容
カラオケルーム運営事業	カラオケ店の営業(カラオケの鉄人等)
飲食事業	飲食店の営業(直久等)
美容事業	美容店の営業
メディア・コンテンツ企画事業	携帯電話向け音源の制作及び販売、コンテンツ配信
その他の	コラボ事業及びゲームコミュニケーション事業等

(7) 主要な営業所及び店舗（2022年8月31日現在）

①当社

株式会社鉄人化計画	本社（東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号）	
	店舗	カラオケ・飲食複合店（48店舗） 東京都34店舗、神奈川県12店舗、千葉県2店舗
		まんが喫茶（複合カフェ）（1店舗） 東京都1店舗

②子会社

株式会社 Rich to	本社（東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号）	
	店舗	美容店（11店舗） 愛知県8店舗、岐阜県3店舗
株式会社直久	本社（東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号）	
	店舗	飲食店（直営5店舗、業務委託2店舗） 東京都6店舗、神奈川県1店舗
株式会社コストイノベーション	本社（東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号）	
	営業所	本社兼営業所（1事業所） 東京都1営業所
株式会社 UIM	本社（東京都新宿区笹笥町44番地NTビル3F）	
	店舗	美容店（8店舗） 東京都8店舗
株式会社 NIM	本社（東京都中野区中野五丁目68番9号）	
	店舗	美容店（8店舗） 東京都8店舗
株式会社Bianca STELLA	本社（神奈川県川崎市中原区木月一丁目35番6号）	
	店舗	美容店（7店舗） 東京都1店舗、神奈川県6店舗
株式会社Bianca VENUS	本社（埼玉県さいたま市浦和区東仲町11番1号）	
	店舗	美容店（8店舗） 東京都1店舗、埼玉県7店舗
株式会社Bianca EAST	本社（東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号）	
	店舗	美容店（6店舗） 東京都6店舗
株式会社 JEWEL	本社（東京都新宿区神楽坂三丁目1番地17）	
	店舗	美容店（2店舗） 東京都1店舗、愛知県1店舗

(8) 従業員の状況 (2022年8月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数
男 性	102名
女 性	176名
合 計	278名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数には、パートタイマー等370名（1日8時間換算による期中平均人員）は含まれておりません。

②当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	81名	6名減	37.7歳	6.7年
女 性	20名	4名減	34.7歳	6.1年
合計又は平均	101名	10名減	37.1歳	6.6年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 社外への出向者1名を含んでおります。
3. 従業員数には、パートタイマー等269名（1日8時間換算による期中平均人員）は含まれておりません。

(9) 重要な親会社と子会社の状況 (2022年8月31日現在)

①親会社との状況

当社の親会社はファースト・パシフィック・キャピタル有限会社であり、当社の株式を8,361,762株（議決権比率63.43%）保有しております。

なお、当期において同社との特段の取引はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社 Rich to	9百万円	100%	美容事業
株式会社TETSUJIN FOOD SERVICE	9百万円	100%	飲食事業及び関連するコンサルタント業務等
株式会社直久	9百万円	100%	飲食事業
株式会社コストイノベーション	9百万円	100%	不動産業及び設備メンテナンス業等
株式会社 UIM	1百万円	100%	美容事業
株式会社 NIM	5百万円	100%	美容事業
株式会社Bianca STELLA	5百万円	100%	美容事業
株式会社Bianca VENUS	5百万円	100%	美容事業
株式会社Bianca EAST	3百万円	100%	美容事業
株式会社 JEWEL	10百万円	100%	美容事業

(注) 1. 株式会社Rich toは、2022年1月11日付で株式会社TBHから商号変更しております。

2. 株式会社TETSUJIN FOOD SERVICEは、2022年1月11日付で株式会社TFSから商号変更しております。

③他の会社の株式の取得の状況

当社は2021年12月15日付で、稲垣恵美氏よりピアンカグループ6社（株式会社UIM、株式会社NIM、株式会社Bianca STELLA、株式会社Bianca VENUS、株式会社Bianca EAST、株式会社JEWEL）の全株式を取得し、当社の完全子会社として譲り受けました。

(10) 主要な借入先 (2022年8月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,759百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	606百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	460百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化したことによる消費者のライフスタイルの変化や企業の勤務形態の多様化などにより主力事業であるカラオケルーム運営事業では個人利用のみならずビジネスでの利用控えが続いており、厳しい経営環境となっております。

このような中、当社グループでは、既存事業の収益改善に向けた取り組みの推進やデリバリー事業への新規参入など運営事業の立て直しに加え、コスト削減や効率的な事業運営の推進、新型コロナウイルス禍でも堅調な美容事業の拡大と新事業の試みとしてゲームコミュニケーション事業（通称e-sports事業）を開始するなど企業存続に取り組んでおります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響及び収益改善施策の成果が売上高に及ぼす程度や期間について見通すことが容易ではないことから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。なお、連結計算書類及び計算書類は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類及び計算書類に反映しておりません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,712,000株
(2) 発行済株式総数 13,647,362株（自己株式 463,000株を含む）
(3) 株主数 8,754名（前期末比 822名増）
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ファースト・バシフィック・キャピタル有限会社	8,361,762株	63.42%
株式会社エクシング	505,000株	3.83%
株式会社第一興商	505,000株	3.83%
株式会社横浜銀行	240,000株	1.82%
日野洋一	200,100株	1.51%
吉田嘉明	182,200株	1.38%
佐藤幹雄	162,600株	1.23%
國保崇弘	84,200株	0.63%
株式会社グッドスマイルカンパニー	80,000株	0.60%
日野元太	72,000株	0.54%

- (注) 1. 当社は自己株式463,000株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務の執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年8月31日現在）

2021年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
300個
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 30,000株
（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株）
- ・新株予約権の払込価額
金銭の払込みを要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額 金1円

- ・新株予約権を行使することができる期間
2022年3月1日から2031年11月25日まで
- ・新株予約権行使の条件
 - ①新株予約権の一部行使は認めない。
 - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位(長期にわたり休職しているときを除く)にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合において取締役会決議により当社もしくは当社の関係会社の競業会社の役員、従業員、嘱託、顧問、アドバイザーもしくはコンサルタントに従事していないと認められたとき、または、取締役会決議をもって特に認めるときはこの限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人による行使はこれを認めない。
 - ④その他の行使条件は、取締役会決議により決定する。
- ・当社役員の保有状況
当社取締役 1名 20個

(2) 当事業年度中に職務の執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

2021年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
300個
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 30,000株
(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株)
- ・新株予約権の払込価額
金銭の払込みを要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額 金1円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2022年3月1日から2031年11月25日まで
- ・新株予約権行使の条件
 - ①新株予約権の一部行使は認めない。
 - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位(長期にわたり休職しているときを除く)にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退

職した場合において取締役会決議により当社もしくは当社の関係会社の競業会社の役員、従業員、嘱託、顧問、アドバイザーもしくはコンサルタントに従事していないと認められたとき、または、取締役会決議をもって特に認めるときはこの限りではない。

③新株予約権者の相続人による行使はこれを認めない。

④その他の行使条件は、取締役会決議により決定する。

・当社従業員への交付状況

当社従業員 92名 280個

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

2022年5月16日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

1,250個

・新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 125,000株

(新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は当社普通株式100株)

・新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権1個あたりの発行価額 2,800円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額 金292円

・新株予約権を行使することができる期間

2024年12月1日から2029年11月30日まで

・新株予約権行使の条件

①新株予約権者は、2024年8月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様。）に記載された経常利益が、350百万円を超過した場合にのみ、これ以降本株予約権を行使することができる。なお、上記における経常利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前経常利益をもって判定するものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了に

よる退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ・当社役員の保有状況
当社代表取締役 1名 1,250個

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年8月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	根 来 拓 也	子会社 (株式会社Rich to、株式会社TETSUJIN FOOD SERVICE、株式会社直久、株式会社コストイノベーション、株式会社UIM他ビアンカグループ5社) 代表取締役
常 務 取 締 役	浦 野 敏 男	当社 管理本部長 子会社 (株式会社UIM他ビアンカグループ5社) 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	長 洲 謙 一	株式会社ウイングス 代表取締役社長 ありあけキャピタル株式会社 シニアアドバイザー
取 締 役 (監 査 等 委 員)	野 老 覚	株式会社キャサンズ 代表取締役 学校法人環境造形学園 理事
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 崎 良 太	森・濱田松本法律事務所 パートナー
取 締 役 (監 査 等 委 員)	渡 邊 劍 三 郎	サンエス警備保障株式会社 東京本部顧問 株式会社三峰 顧問

- (注) 1. 野宮拓氏、西口英世氏は、2021年11月26日開催の第23回定時株主総会終結のときをもって、任期満了により退任いたしました。
2. 山崎良太氏、渡邊劍三郎氏は、2021年11月26日開催の第23回定時株主総会において、取締役 (監査等委員) に新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役 (監査等委員) 山崎良太氏は弁護士であり、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 長洲謙一、野老覚、山崎良太、渡邊劍三郎の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、長洲謙一、渡邊劍三郎の両氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定に基づき、独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 取締役との活発な意見交換、内部監査部門を中心とした補助部門との連携ができていますため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長根来拓也氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、監査等委員会と意見交換したうえで適切な金額を決定することとしており、取締役会も監査等委員会からの答申が反映されていることを確認しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社取締役会が、同氏に対して上記委任をいたしましたのは、取締役（監査等委員である取締役を除く）各人の職責及び評価、経済情勢、財務状況等を考慮しながら当該各人の職責に応じた貢献度を評価して当該各人へ支給する基本報酬の具体的金額を決定するにおいては、代表取締役社長である同氏が最も適していると判断したためであります。当該決定においては監査等委員会と意見交換して恣意性を排除し、かつ、実際の決定がその時点での基本方針に沿っている適正なものかどうかについて、監査等委員会の監督に服せしめることにより適切な決定がなされるようにしております。

基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを基本方針とします。具体的には、基本報酬としての固定報酬及び非金銭報酬としてストック・オプションにより構成いたします。

基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、株主総会において決議いただいた年額の範囲で、月例の固定報酬とし、職責及び評価、経済情勢、財務状況等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上を図るため、株主総会で決議いただいた範囲内でストック・オプションを付与します。個人別の付与数、付与時期等の内容については、株主総会で決議いただいた授権に基づき取締役会で決議するものとしております。

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬の割合は、職責及び評価等を総合的に勘案し、取締役会で委任を受けた代表取締役社長が監査等委員会と意見交換したうえで、決定いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額については、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において決議いただいた年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の範囲で、各期ごとに取締役（監査等委員を除く）各人の職責及び評価、経済情勢、財務状況等を総合的に勘案して取締役

会決議に基づき当該期の報酬総額を決定し、個人別の報酬等の金額については代表取締役社長が委任を受けるものとし、監査等委員会と意見交換したうえで適切な金額を決定することとしております。

監査等委員である取締役の報酬額については、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において決議いただいた年額30百万円以内の範囲で業務の分担等を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

(3) 当事業年度における取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役の報酬等の額につきましては次のとおりであります。

区 分	支給人数	固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬	非 金 銭 報 酬	支 給 額
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	2名 (1名)	27,000千円 (一十千円)	—	838千円 (一十千円)	27,838千円 (一十千円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	6名 (6名)	20,400千円 (20,400千円)	—	—	20,400千円 (20,400千円)
合 計	8名	47,400千円	—	838千円	48,238千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、当事業年度における使用人兼取締役の使用人分給与はありません。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において年額100百万円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、2名です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
4. 上記には、2021年11月26日開催の第23回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)2名が含まれております。
5. 非金銭報酬等の額は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
取締役 (監査等委員)	長 洲 謙 一	株式会社ウイングス 代表取締役社長 ありあけキャピタル株式会社 シニアアドバイザー	—
取締役 (監査等委員)	野 老 覚	株式会社キャサズ 代表取締役 学校法人環境造形学園 理事	—
取締役 (監査等委員)	山 崎 良 太	森・濱田松本法律事務所 パートナー	—
取締役 (監査等委員)	渡 邊 劍三郎	サンエス警備保障株式会社 東京本部顧問 株式会社三峰 顧問	—

(注) 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況等
取 締 役 (監査等委員)	長 洲 謙 一	当事業年度開催の取締役会19回のうちすべて、及び監査等委員会13回のうちすべてに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	野 老 覚	当事業年度開催の取締役会19回のうちすべて、及び監査等委員会13回のうちすべてに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	山 崎 良 太	就任後開催の取締役会14回のうちすべて、及び監査等委員会10回のうちすべてに出席し、弁護士としての専門的知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	渡 邊 劍三郎	就任後開催の取締役会14回のうちすべて、及び監査等委員会10回のうちすべてに出席し、コンプライアンスに関する豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が社外取締役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社のすべての取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

太陽有限責任監査法人 30,500 千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

太陽有限責任監査法人 30,500 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約について、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりません。実質的に区分できないことから上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

③ 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画説明書の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を検討した結果、監査報酬額が適正であると判断し同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の独立性や専門性並びに監査活動の適切性、妥当性及び効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会は、この決定に基づいて当該議案を株主総会に提出することといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6. 会社の状況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

本事業報告中の記載金額及び記載数値につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,561,190	流 動 負 債	1,311,112
現金及び預金	951,368	買掛金	107,114
売掛金	214,041	1年内返済予定の長期借入金	601,452
商品	23,137	リース債務	34,225
原材料及び貯蔵品	57,564	未払金	21,381
前払費用	186,003	未払費用	393,218
その他	129,096	未払法人税等	20,288
貸倒引当金	△21	賞与引当金	18,671
固 定 資 産	2,940,230	ポイント引当金	18,820
有形固定資産	1,391,924	資産除去債務	17,984
建物及び構築物	957,891	その他	77,956
機械及び装置	2,273	固 定 負 債	2,969,454
車両運搬具	581	長期借入金	2,416,794
工具、器具及び備品	45,678	リース債務	33,167
土地	327,468	資産除去債務	450,238
リース資産	58,031	その他	69,254
無形固定資産	140,722	負 債 合 計	4,280,566
のれん	131,310	純 資 産 の 部	
その他	9,412	株 主 資 本	209,835
投資その他の資産	1,407,582	資 本 金	50,000
繰延税金資産	4,864	資 本 剰 余 金	593,118
差入保証金	1,387,903	利 益 剰 余 金	△261,918
その他	18,071	自 己 株 式	△171,364
貸倒引当金	△3,256	その他の包括利益累計額	△5,769
		為替換算調整勘定	△5,769
		新株予約権	16,786
		純 資 産 合 計	220,853
資 産 合 計	4,501,420	負 債 純 資 産 合 計	4,501,420

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,878,218
売上原価		5,214,824
売上総利益		663,393
販売費及び一般管理費		925,129
営業損失(△)		△261,736
営業外収益		
受取利息	123	
助成金収入	42,982	
為替差益	15,530	
その他	25,555	84,191
営業外費用		
支払利息	37,855	
支払手数料	2,432	
その他	831	41,118
経常損失(△)		△218,662
特別利益		
固定資産売却益	349	
資産除去債務戻入益	22,671	
助成金収入	549,389	
新株予約権戻入益	685	573,096
特別損失		
減損損失	205,951	
固定資産売却損	141	
固定資産除却損	104	
臨時休業による損失	61,193	267,391
税金等調整前当期純利益		87,042
法人税、住民税及び事業税	54,004	
法人税等調整額	702	54,706
当期純利益		32,335
親会社株主に帰属する当期純利益		32,335

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年9月1日残高	50,000	592,424	△294,254	△176,550	171,620
連結会計年度中の変動額					
自己株式の処分		693		5,186	5,880
親会社株主に帰属する当期純利益			32,335		32,335
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	693	32,335	5,186	38,215
2022年8月31日残高	50,000	593,118	△261,918	△171,364	209,835

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2021年9月1日残高	11,640	11,640	6,895	190,155
連結会計年度中の変動額				
自己株式の処分				5,880
親会社株主に帰属する当期純利益				32,335
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△17,409	△17,409	9,891	△7,517
連結会計年度中の変動額合計	△17,409	△17,409	9,891	30,697
2022年8月31日残高	△5,769	△5,769	16,786	220,853

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年10月25日

株式会社鉄人化計画
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鉄人化計画の2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鉄人化計画及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、3期連続で営業損失及び経常損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年10月17日開催の取締役会において、資金の借入を決議し、2022年10月19日に借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	829,708	流動負債	1,068,285
現金及び預金	353,092	買掛金	78,920
売掛金	112,100	1年内返済予定の長期借入金	569,008
商品	2,554	リース債務	28,987
原材料及び貯蔵品	43,494	未払金	20,673
前払費用	165,969	未払費用	276,132
未収入金	72,953	前払法人税等	5,808
その他	107,020	預り金	3,161
貸倒引当金	△27,477	前受り金	6,852
固定資産	3,172,711	前受り金	5,588
有形固定資産	1,293,857	資産除却債	17,984
建物	872,459	賞与引当金	18,671
構築物	5,104	ポインツ引当金	18,820
車両運搬具	125	その他の	17,676
工具、器具及び備品	42,913	固定負債	2,888,545
土地	327,468	長期借入金	2,399,548
リース資産	45,786	リース債務	24,071
無形固定資産	9,412	資産除却債	408,128
ソフトウェア	2,258	その他の	56,797
その他	7,154	負債合計	3,956,830
投資その他の資産	1,869,441	純資産の部	
関係会社株式	591,490	株主資本	28,801
関係会社長期貸付金	91,409	資本金	50,000
差入保証金	1,221,087	資本剰余金	592,311
その他	15,162	その他資本剰余金	592,311
貸倒引当金	△49,708	利益剰余金	△442,145
資産合計	4,002,419	その他利益剰余金	△442,145
		繰越利益剰余金	△442,145
		自己株式	△171,364
		新株予約権	16,786
		純資産合計	45,588
		負債純資産合計	4,002,419

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,124,200
売 上 原 価		3,871,534
売 上 総 利 益		252,666
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		669,334
営 業 損 失 (△)		△416,668
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,253	
為 替 差 益	15,530	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2,196	
そ の 他	14,646	33,627
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	35,325	
支 払 手 数 料	2,432	
そ の 他	228	37,985
経 常 損 失 (△)		△421,025
特 別 利 益		
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	21,810	
助 成 金 収 入	451,347	
新 株 予 約 権 戻 入 益	685	473,843
特 別 損 失		
減 損 損 失	176,099	
固 定 資 産 売 却 損	141	
固 定 資 産 除 却 損	104	
臨 時 休 業 に よ る 損 失	61,193	237,539
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△184,722
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,998	
法 人 税 等 調 整 額	△185	5,812
当 期 純 損 失 (△)		△190,535

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					自己株式
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		その他資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
2021年9月1日残高	50,000	591,617	591,617	△251,610	△251,610	△176,550
事業年度中の変動額						
自己株式の処分		693	693			5,186
当期純損失(△)				△190,535	△190,535	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	693	693	△190,535	△190,535	5,186
2022年8月31日残高	50,000	592,311	592,311	△442,145	△442,145	△171,364

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株 主 資 本 合 計		
2021年9月1日残高	213,456	6,895	220,352
事業年度中の変動額			
自己株式の処分	5,880		5,880
当期純損失(△)	△190,535		△190,535
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		9,891	9,891
事業年度中の変動額合計	△184,655	9,891	△174,763
2022年8月31日残高	28,801	16,786	45,588

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年10月25日

株式会社鉄人化計画
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鉄人化計画の2021年9月1日から2022年8月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、3期連続となる営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年10月17日開催の取締役会において、資金の借入を決議し、2022年10月19日に借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2022年10月26日

株式会社 鉄人化計画 監査等委員会

監査等委員 長 洲 謙 一 ㊟

監査等委員 野 老 覚 ㊟

監査等委員 山 崎 良 太 ㊟

監査等委員 渡 邊 劍三郎 ㊟

(注) 監査等委員 長洲謙一氏、野老覚氏、山崎良太氏、渡邊劍三郎氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は創業以来、市場環境の変化に対応しながら一貫してカラオケ事業の運営を行いながら、カラオケ市場が成熟する市場環境の変化に対応するべく、ここ数年はシナジーを求めて他業種展開を加速させるに至っております。

また、コロナ禍がもたらした生活様式の変化に対応すべく、これまでカラオケルーム運営で蓄積したノウハウやこれまでの他事業展開の経験をもとに、今後も顧客ニーズの変化をしっかりと捉え、あらゆる可能性を否定せずに積極的な事業展開により、さらなる成長を目指してまいります。

そうした中、競争の激しいサービス産業の業界において、さらなる事業領域の拡大と企業価値の最大化を実現していくために、当社は迅速かつ柔軟な意思決定と機動的な事業戦略の遂行を可能にする一方で、異なる事業を並行して展開するにあたって必要となるより一層のガバナンス強化を実現する持株会社体制への移行が最適と判断いたしました。

つきましては、2023年9月1日（予定）を効力発生日として、当社が営む各種事業を100%子会社である株式会社TETSUJIN FOOD SERVICE（以下、承継会社といたします。）に吸収分割の方法により承継すること（以下、本件分割といたします。）を2022年10月26日開催の取締役会にて決議し、同日付で承継会社との間で吸収分割契約（以下、本吸収分割契約といたします。）を締結いたしました。

本議案は、本吸収分割契約についてご承認をお願いするものであり、本件分割を行う理由は、次の目的を達成するためであります。

(1) ガバナンス強化

積極的にM&Aを進め、事業ポートフォリオを子会社としてマネジメントし、持株会社によるトップダウンでの資本分配の適正化、そのための取締役会を中心とした意思決定のガバナンス強化を図ります。

(2) 経営効率の向上、意思決定の迅速化

持株会社はグループ全体に対する意思決定や投資決定など経営戦略に特化し、持株会社により、各子会社の収益性・成長性・安全性などを一覧化し、子会社ごとの経営判断のスピード向上を図ります。

(3) 子会社間の競争力強化

親会社事業であるカラオケ事業、アライアンス事業、メディア事業を子会社化し、事業間の競争力を高めます。ピアンカグループが牽引する美容事業をはじめ他事業の成長もあり、子会社間での競争意識をより高めてまいります。また、各

子会社により多くの権限委譲を行い、独立経営意識を高め、各事業のポテンシャルを引き上げます。

(4) 子会社の売却・買収

今後も積極的にM&Aを行なっていく上で、各事業を子会社化し、より効果的な合併や買収、将来性の乏しい事業の統廃合を行い、グループ全体としての競争優位性を高めてまいります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社鉄人化計画（以下、「甲」という）と株式会社TETSUJIN FOOD SERVICE（以下、「乙」という）は、以下のとおり、第1条に定める吸収分割（以下、「本件分割」という）を行うことに合意し、この吸収分割契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲および乙は、会社法に定める吸収分割の方法により甲が運営するカラオケ事業（以下、「本件事業」という）を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲乙の商号及び住所は以下のとおりである。

- (1) 甲の商号及び住所
商号：株式会社鉄人化計画
住所：東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号
- (2) 乙の商号及び住所
商号：株式会社TETSUJIN FOOD SERVICE
住所：東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号

第3条（乙が甲より承継する権利義務等）

1. 乙が本件分割により効力発生日に、甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、別紙のとおりとする。なお、甲が第三者との間で締結している賃貸借契約上の借主たる地位及び当該契約に基づく権利義務の一切は、これを乙に承継しないものとする。
2. 本件分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとする。

第4条（本件分割に際し交付する対価）

乙は、本件分割に際し、甲に対し、分割により承継する権利義務の対価を交付しない。

第5条（乙の資本金等）

本件分割により乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額はいずれも増加しない。

第6条（本件分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2023年9月1日とする。ただし、吸収分割手続の進行上必要がある場合、甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

第7条（業務の運営）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

第8条（条件の変更、解除）

甲または乙は、本契約締結から効力発生日までの間、①天災地変その他事由により、または、②甲または乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に、重大な変動が生じたときまたは誤りがあったことが発覚したときは、甲乙協議のうえ、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができるものとする。

第9条（移転手続）

1. 乙による承継に関して、登記、登録、通知等の手続が必要となるものについては、甲が協力してその手続を行うものとする。
2. 前項の手続に要する登記等その他一切の費用は、甲及び乙の折半負担とする。

第10条（失効）

本契約は、本件分割につき甲及び乙の株主総会の承認または本件事業移転につき法令上必要な関係官庁の承認を得られないときは、その効力を失うものとする。

第11条（本契約の定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関して必要な事項は、本件分割の目的及び趣旨に則り、甲及び乙の協議により定めることができる。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2022年10月26日

甲：東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号
株式会社鉄人化計画
代表取締役 根来 拓也 ㊞

乙：東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号
株式会社TETSUJIN FOOD SERVICE
代表取締役 根来 拓也 ㊞

承継対象権利義務明細

本件分割の効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び負債については、2023年8月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として確定する。

1. 承継する資産

本件事業に関して有する以下の資産

(1) 流動資産

① 現金 金100百万円

② その他の売掛金、商品及び製品、原材料及び貯蔵品、前払費用、未収入金、仮払金等、本件事業に関する現金以外の流動資産の一切。ただし、本別紙第3項「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する流動資産を除く。

(2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等、本件事業に関する固定資産の一切。ただし、①甲名義で取得した知的財産権、②本別紙3項「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する固定資産、並びに、③担保に供されている土地・家屋、知的財産権その他固定資産を除く。

2. 承継する債務・負債

本件事業に関して有する以下の負債

(1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、本件事業に関する流動負債の一切。ただし、①本別紙3項「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する流動負債、及び②1年内返済予定の長期借入金を除く。

(2) 固定負債

本件事業に関する固定負債の一切。ただし、①本別紙3項「承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務」の定めにより、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する固定負債、並びに、②長期借入金を除く。

3. 雇用契約以外の承継する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

本件事業に関して甲が締結した雇用契約以外の取引基本契約、業務委託契約、リース契約、ライセンス契約等の知的財産権（ノウハウを含む。以下同じ。）に関する契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、甲が締結した、①事業所等の賃貸借契約、②保証契約、③法令等の規則により契約締結主体の法人格が変わることが認められない契約、④契約上の地位移転が当該契約上禁止されている契約、⑤契約上の地位移転に対して許認可等の再取得が必要な契約のうち、本件分割の効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかったもの、並びに、⑥その他契約の目的を達した又は契約相手方との関係を踏まえ甲が引続き契約当事者である必要があると判断した契約を除く。

4. 承継する雇用契約

乙が承継する雇用契約は、効力発生日において本件事業に主として従事する甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務その他一切の協定。ただし、効力発生日の前日までに甲及び従業員本人が別途の取扱いに同意した場合はこの限りではない。

5. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。

6. その他

前各項の定めにかかわらず、法令その他の規制または当局等の要請により承継が不可能又は困難となるものは、本件分割による承継対象権利義務から除外する。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

承継会社は、当社の完全子会社であることから、当社に対して、本件分割に際して承継会社が承継する本件事業に関する権利義務の対価を交付しないため、その定めは本吸収分割契約にありません。

(2) 承継会社についての最終事業年度に係る計算書類等の内容

<末尾>承継会社の計算書類等のとおりであります。

(3) 承継会社について最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当する事項はありません。

(4) 分割会社について最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2022年10月17日開催の取締役会決議に基づき、以下の通り資金の借入を実行しております。

借入先	株式会社横浜銀行	株式会社商工組合中央金庫
借入金額	250,000千円	250,000千円
借入利率(年利)	基準金利+スプレッド、 変動金利	株式会社商工組合中央金庫の新型 コロナウイルス感染症対策資本金 劣後ローン制度に定める利率
資金使途	経常運転資金	経常運転資金
借入実行日	2022年10月19日	2022年10月19日
借入期間	5年	5年1ヶ月
担保等	既存固定資産の一部(土地・建物)に根抵当権が設定されております	無担保、無保証

<末尾>承継会社の計算書類等

株式会社TETSUJIN FOOD SERVICE

事業報告(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に対するワクチン接種の普及や長期化する新型コロナウイルス禍でのライフスタイルへの適応により経済活動に緩やかな改善の兆しが見られましたが、ウクライナ・ロシア情勢の影響から世界的な原材料及びエネルギー価格の上昇、急激な円安の進行などにより我が国においてもインフレ圧力が強まるなど、景気先行き感是不透明な状況となっております。

当社が事業を展開する飲食業界におきましては、長期化した新型コロナウイルス禍における勤務形態の多様化やライフスタイルの変化などにより厳しい経営環境が続いてお

り、コスト削減や効率的な事業運営の推進を行うことにより、企業存続に取り組んでおります。

このような状況の中、当社では従業員への感染拡大防止管理を徹底するとともに、店内の消毒・清掃に加え、仕切り版の設置等の感染防止策を徹底した運営を行いました。

これらの結果、当会計年度の業績は、売上高は23,608千円(前年同期比10.3%減)、営業損失は716千円(前年同期営業損失16,025千円)、経常損失は448千円(前期同期経常損失15,855千円)、当期純損失は518千円(前期同期当期純損失13,618千円)となりました。

(2) 重要な設備投資等の状況

該当する事項はありません。

(3) 重要な資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、長期化している新型コロナウイルス感染症拡大の影響により客数が減少したことを主な要因として売上高が低迷しており、前会計年度から2期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失となっております。厳しい経営環境にある一方、当会計年度末頃より政府主導による経済優先のコロナ対応がはじまっていることから、運営コストの見直しを継続し、厳しい経営環境下においても利益が稼得できる収益構造の構築に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第1期	第2期	第3期
		2020年8月期	2021年8月期	2022年8月期
売 上 高		84,095千円	21,181千円	23,608千円
経 常 利 益		10,687千円	△15,975千円	△448千円
当 期 純 利 益		7,076千円	△13,618千円	△518千円
総 資 産		25,783千円	14,303千円	8,791千円
純 資 産		17,076千円	3,457千円	2,939千円

(注) 1. 2019年11月15日に株式会社鉄人化計画の100%子会社として設立いたしました。

そのため、第1期は10ヶ月となっております。

2. 2022年1月11日に株式会社TETSUJIN FOOD SERVICEに商号変更いたしました。

(6) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

当社は、フランチャイズ店舗として、牛カツ専門店「京都勝牛」1店舗を運営しております。

(7) 主要な営業所及び店舗 (2022年8月31日現在)

本 社	東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号
店 舗	フランチャイズ店舗：1店舗 (神奈川県1店舗)

(8) 親会社との状況 (2022年8月31日現在)

当社の親会社は株式会社鉄人化計画であり、当社の株式を200株 (議決権比率100%) 保有しております。

(9) 従業員の状況 (2022年8月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢
2名 (22名)	0名減 (16名減)	45.5歳

(注) 1. 従業員数には、役員を含んでおりません。

2. 従業員数は就業人員であり、アルバイト数は () に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年8月31日現在)

該当する事項はありません。

2. 会社役員の状態

取締役の状況 (2022年8月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	根 来 拓 也	株式会社鉄人化計画 代表取締役社長
取 締 役	小 田 切 一 央	株式会社鉄人化計画 常務執行役員事業統括本部長
取 締 役	兒 玉 智 之	株式会社鉄人化計画 執行役員事業統括副本部長

3. 会社の状況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

貸借対照表
(2022年8月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	8,791	【流動負債】	5,852
現金及び預金	5,959	未払費用	3,793
売掛金	2,256	未払法人税等	70
立替金	497	未払消費税等	1,938
前払費用	78	預り金	49
仮払金	0	負債の部合計	5,852
		純資産の部	
		【株主資本】	2,939
		資本金	9,000
		資本剰余金	1,000
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	△7,060
		繰越利益剰余金	△6,542
		(うち当期純利益金額)	△518
		純資産の部合計	2,939
資産の部合計	8,791	負債及び純資産合計	8,791

損益計算書
(2022年8月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売上高		23,608
		0
【売上原価】		21,041
売上総利益		2,567
【販売費及び一般管理費】		3,283
営業損失		△716
【営業外収益】		
受取利息	0	
雑収入	267	267
経常損失		△448
【特別収益】		
税引前当期純利益		△448
法人税、住民税及び事業税		70
当期純損失		△518

株主資本等変動計算書
(自2021年9月1日至2022年8月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
2021年9月1日残高	9,000	1,000	△ 6,542	3,457	3,457
会計年度中の変動額					
新株の発行					
減資					
当期純利益			△ 518	△ 518	△ 518
株主資本以外の項目の会計年度中の変動額(純額)					
会計年度中の変動額合計	0	0	△ 518	△ 518	△ 518
2022年8月31日残高	9,000	1,000	△ 7,060	2,939	2,939

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

 棚卸資産

 通常の販売目的で保有する棚卸資産

 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

 商 品……個別法による原価法

 その他……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

 有形固定資産……定率法を採用しております。

 ただし、当社は建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、法人税法に定める定額法によっております。

 なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額20万円未満の少額減価償却資産につきましては、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

 当社は、当事業年度より連結納税制度を摘要しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

 収益及び費用の計上基準

 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

 イ. 飲食関連受託業務

 飲食関連受託業務では、飲食店の飲食関連業務のサービス提供を、業務受託契約によって行っております。

 業務受託契約においては、通常、契約期間にわたり受託業務のサービスを提供することで履行義務が充足されるため、当該期間において収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準の適用)

 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる期首剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
(3)重要な収益及び費用の計上基準「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

1) 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	2,754千円
長期金銭債権	－千円
2) 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	2,130千円
長期金銭債務	－千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

1) 営業取引	26,008千円
2) 営業取引以外の取引	－千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式総数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	200株	-株	-株	200株

(2) 自己株式に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(4) 配当に関する事項

該当する事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金法定福利費であります。なお、回収可能性を勘案した結果、評価性引当額を計上しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
その他の 関係会社	株式会社 鉄人化計画	被所有 直接100%	カラオケル ームの経営	業務受託売上 (注)	22,108	売掛金 未払費用 支払手数料 業務委託料	1,981 2,130 1,200 1,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務受託売上については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ、決定しております。

兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
その他の 関係会社の 子会社	株式会社 直久	被所有 直接100%	飲食店の 経営	業務受託売上 (注)	1,500	売掛金 立替金	275 497

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務受託売上については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ、決定しております。

(1株あたり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 43,957円07銭

(2) 1株当たり当期純利益 △2,591円81銭

計算書類の附属明細書
(自2021年9月1日至2022年8月31日)

販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

科 目	金 額	
消耗品費	11	
支払手数料	1,383	
業務委託料	1,885	
租税公課	3	
販売費及び一般管理費合計		3,283

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置) 第2条 <u>変更後定款第14条(電子提供措置等)の規定にかかわらず2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、早期の財務体質の強化を図るとともに今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第452条の規定に基づき、2022年8月31日現在の資本剰余金の額に含まれるその他資本剰余金のうち、442,145,361円を減少させ、減少させたその他資本剰余金の額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

剰余金の処分の内容

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
 その他資本剰余金 442,145,361円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
 繰越利益剰余金 442,145,361円

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員が任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会からは、いずれの取締役候補者も適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

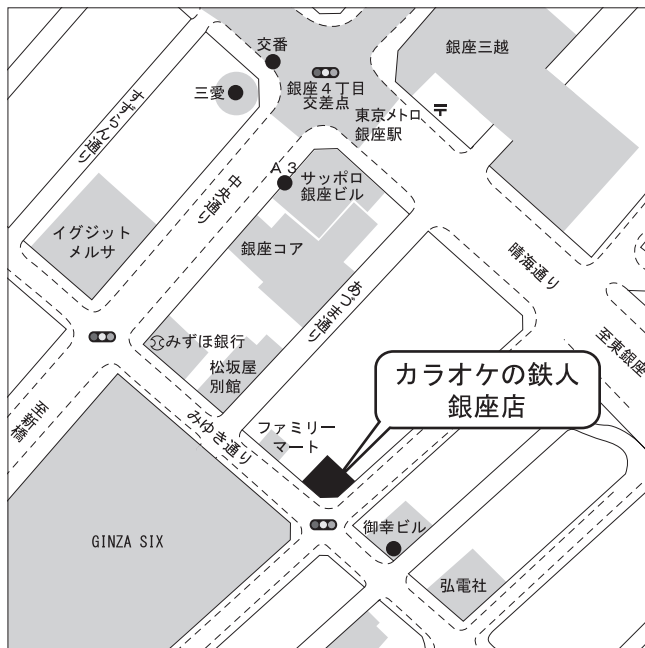
候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ねごろ たくや 根来 拓也 (1973年5月13日生)	1998年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社（現シティグループ証券㈱）入社 2003年1月 同社 ディレクター証券化商品マネージャー 2006年12月 バークレイズ証券㈱ 証券化商品トレーディング ディレクター 2009年12月 同社 外国債券トレーディング部長 マネージング・ディレクター 2010年12月 同社 債券トレーディング部長 マネージング・ディレクター 2014年9月 ゴールドマン・サックス証券㈱ 証券部門マネージング・ディレクター（外国債券トレーディング部 部長） 2020年10月 当社 入社 2020年11月 当社 代表取締役社長（現任） 子会社：㈱TBH（現㈱Rich to）、㈱TPS（現 ㈱ TETSUJIN FOOD SERVICE）、㈱直久 代表取締役（現任） 2021年12月 子会社：ピアンカグループ6社 代表取締役（現任） 2022年1月 子会社：株式会社コストイノベーション 代表取締役（現任）	一株
2	うらの としお 浦野 敏男 (1960年2月9日生)	1984年7月 ㈱アマダ入社 1999年7月 ㈱アークワールド入社 2001年1月 同社 取締役総務経理室長 2002年1月 当社 入社 2002年3月 当社 取締役管理本部長 2003年6月 当社 常務取締役管理本部長 2015年9月 ㈱M.I.Tホールディングス（現㈱ビューティシェアリングテクノロジーズ）管理部長 2016年5月 同社 取締役管理部長 2016年7月 同社 専務取締役CFO 管理本部長 2020年10月 当社 入社 2020年11月 当社 常務取締役管理本部長（現任） 2021年12月 子会社：ピアンカグループ6社 取締役（現任）	21,400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 根来拓也氏は、2020年11月に当社代表取締役として就任以降、金融業界で培った豊富な知見と経験を活かし、当社組織を牽引するとともに、重要な経営判断や意思決定を適切に行ってまいりました。その実績から当社の経営を担うことが期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。
3. 浦野敏男氏は、2002年から約12年間当社の取締役として管理部門を管掌しており、2020年11月に再び当社取締役として就任以降は、その会社経営に関する豊富な知見と管理部門に関する幅広い経験を活かし、重要な経営判断や意思決定を適切に行ってまいりました。その実績から当社の経営を担うことが期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。
4. 役員等賠償責任保険契約の締結について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その契約の概要は、事業報告21頁(6)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区銀座五丁目 9 番11号
銀座ファゼンダビル 9階
カラオケの鉄人 銀座店
電話番号 03-5537-0670



[交 通]

●東京メトロ銀座駅 A3出口 (徒歩2分)